最終更新日：2015年12月14日

全国保証株式会社
代表取締役社長　石川　英治
問合せ先：経営企画部　03-3270-2302
証券コード：7164
http://www.zenkoku.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、[お客様の夢と幸せの実現]をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」という経営理念に基づき、住宅ローンの信用保証会社として公共的使命と社会的責任を果たすことで、ステークホルダー（利害関係者）からの負託に応えることとしております。このため、意思決定の透明性・公正性の確保と中長期的な企業価値向上を実現することを目的に、「コーポレートガバナンス・コードの各原則」の主旨を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則3-1　情報開示の充実（5）個々の選任・指名についての説明】
現在は、取締役候補者及び監査役候補者の選定を行う際の、個々の選任・指名理由は開示しておりませんが、来年度からは、「定時株主総会招集ご通知」において個々の選任・指名理由を開示する方針です。

【補充原則4-2-1　現金報酬と自社株報酬の割合】
取締役の報酬については、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、会社業績指標等に対する達成度に連動する比率を組み込んだ体系にすることを検討してまいります。

【補充原則4-10-1　任意の仕組みの活用】
取締役の指名に関しては任意の委員会を設置しておりませんが、報酬に関しては報酬委員会を設置しております。現状、指名・報酬に限らず重要な事項を取締役会で審議する際には、事前に独立社外取締役に内容の説明を行い適切な関与・助言を得ております。

【補充原則4-11-3　取締役全体の実効性について評価・分析を行い、その結果の概要の開示】
各取締役による取締役会の自己評価を実施し、また、社外取締役との間で取締役会の運営状況について意見交換し、取締役会の全体評価を踏まえて、取締役会運営の改善を図ることとしておりますが、その分析・評価及び開示のあり方については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
《政策保有に関する方針》
政策保有に関しては、当社の中核事業である住宅ローン保証事業と、シナジー効果を産み出す可能性が高い企業の株式について保有いたします。
（コーポレートガバナンス基本方針1.(2)イ 保有方針）

《議決権行使に関する方針》
政策保有株式に係る議決権行使については、当社及び投資先の長期的な企業価値の向上に資するか否かを判断したうえで、議決権行使の是非を判断いたします。
（コーポレートガバナンス基本方針1.(2)ロ 議決権行使）

【原則1-7　関連当事者間の取引】
役員との取引については、手続きを定め、経営会議等で慎重かつ十分な審議を経たうえで、その取引が利益相反に該当しないかを確認し、取締役会の承認を得なければならないとしております。また、主要株主との取引についても、経営会議等で適切な取引となるよう慎重かつ十分な審議を経たうえで、取締役会の承認を得なければならないとしております。
（コーポレートガバナンス基本方針1.(3)イ 役員との取引、ロ 主要株主との取引）

【原則3-1　情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、経営理念及び中期経営計画を当社ホームページに開示しております。

《経営理念》
http://www.zenkoku.co.jp/company/policy.html

《中期経営計画》
http://www.zenkoku.co.jp/ir/policy_mid_term.html

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
《コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方》
本報告書の「1.1基本的な考え方」をご参照ください。

《コーポレートガバナンス基本方針》
当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の主旨を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページに開示しております。
（http://www.zenkoku.co.jp/company/governance.html）

（3）報酬決定の方針と手続き
取締役の報酬等は、株主総会において決議された金額の範囲で、公正かつ透明性をもって適切に決定いたします。
（コーポレートガバナンス基本方針3.（3）イ 方針及び手続き）

（4）指名の方針と手続き
取締役は、当社の持続的成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること、当社事業に精通し、経営管理を的確に遂行する優れた見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしております。
監査役は、優れた見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしております。また、当社の監査役のうち1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならないとしております。

取締役（補欠取締役を含む）の候補者及び監査役（補欠監査役を含む）の候補者は、上記の適格性等を踏まえたうえで、取締役会で決定され、株主総会に取締役候補者及び監査役候補者を提案する際には、「定時株主総会招集ご通知」において当該候補者の選定理由を説明いたします。
（コーポレートガバナンス基本方針4.（1）ハ 取締役の資格及び選定、4.（2）イ 監査役の資格及び選定）

（5）個々の選任・指名についての説明
本報告書の、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

【補充原則4-1-1　取締役会の決議事項と委任の範囲】
取締役会は、株主に対する責務を負っているとの認識のもと、経営理念・経営方針に基づいた経営戦略や経営計画を策定するとともに、法令及び定款に定める事項のほか重要な業務執行に関する事項を決定いたします。また、重要な業務執行以外の業務の執行及びその決定については、「経営会議」又は「専門委員会」（リスク管理委員会・資産運用委員会・コンプライアンス委員会）に権限移譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び委員会の監督機能を発揮します。
（コーポレートガバナンス基本方針4.（1）イ 取締役会の役割、ホ 取締役会の機能補完）

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社の取締役は6名中2名が社外取締役であり、両名とも独立性を有すると判断し、東京証券取引所に独立役員届出書を提出しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役の独立性に関する基準については、東京証券取引所が定める「独立性基準」の要件に抵触しない場合、社外取締役に独立性が有ると判断いたします。
（コーポレートガバナンス基本方針4.（1）ロ 取締役会の構成）

【補充原則4-11-1　取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方】
取締役会は、多様で豊富な知見を有する取締役で構成し、独立社外取締役を2名以上選定することとしております。
（コーポレートガバナンス基本方針4.（1）ロ 取締役会の構成）

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】
取締役・監査役の重要な兼職の状況については、「定時株主総会招集ご通知」で開示をしており、「定時株主総会招集ご通知」は当社ホームページに掲載しています。
（http://www.zenkoku.co.jp/ir/library_meeting.php）

【補充原則4-11-3　取締役会評価の結果の概要】
本報告書の、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、コンプライアンス、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽に努めなければならないとしております。
（コーポレートガバナンス基本方針4.（3）イ 取締役及び監査役の研鑽）

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
（1）社内体制
株主等との建設的な対話を重視するため、IR担当役員を中心に機関投資家等の要望に応じて対話を行います。IR担当部署である経営企画部は関係部署と連携して、経営陣が行う株主との対話を支援いたします。
（2）対話の取組み
株主との対話を促進するため、経営企画部は、株主（機関投資家）との面談、投資家・アナリスト向け決算説明会、個人投資家向けの会社説明会及びIRフォーラム等への参加等を企画いたします。
（3）取締役会への報告
経営企画部は、株主等からの質問や意見の内容及び当社の対応状況について、四半期毎に取締役会に報告いたします。
（4）インサイダー情報の管理
インサイダー情報管理については、決算関連情報の漏えいを防止し、公平性を確保するため、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間とし、業績等に関する問い合わせへの対応を控えます。また、役員及び担当部署はインサイダー取引防止セミナーの受講等により、研鑽に努めます。
（コーポレートガバナンス基本方針5.(1)株主との対話方針）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富国生命保険相互会社	6,200,000	9.00
明治安田生命保険相互会社	5,130,000	7.45
太陽生命保険株式会社	4,271,000	6.20
ジブラルタ生命保険株式会社(一般勘定上場株式口)	3,029,000	4.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,306,500	3.35
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,040,000	2.96
三井住友信託銀行株式会社	2,000,000	2.90
MSCO CUSTOMER SECURITIES(常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1,986,600	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,748,800	2.54
株式会社宮崎太陽銀行	1,700,000	2.47

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

インダス・キャピタル・パートナーズ・エルエル・シーから、平成27年2月13日付で大量保有報告書の変更報告書により報告を受けておりますが、平成27年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小島　正之	他の会社の出身者											
小林　榮一郎	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島　正之	○	―――	金融業界での豊富な経験や企業経営に関する幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがなく、当社からの独立性を有していることから独立役員に指定しております。
小林　榮一郎	○	同取締役は、当社の取引銀行である株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）に勤務しておりました（平成10年6月代表取締役副頭取を退任）。	長年の企業経営を通じて培われた経営者としての専門的な見識を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任しております。同取締役は、取引先金融機関の業務執行者でありましたが、退職後10年以上が経過しております。以上より、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがなく、当社からの独立性を有していることから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、子会社監査役、会計監査人及び内部監査部門である監査部は緊密な連携を保つため、定期的に会合を開催するなど積極的に意見及び情報の交換を行い、監査の効率性、有効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
日野　正晴	弁護士													
羽田　靖	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日野　正晴	○	―――	法律家としての専門的な見識・豊富な経験を当社の監査で発揮していただくため、社外監査役として選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがなく、当社からの独立性を有していることから独立役員に指定しております。
羽田　靖		―――	金融問題に取り組んできた専門的な見識・経験を当社の監査で発揮していただくため社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役を除く）が株主の皆様と価格変動のメリットとリスクを共有すること、長期的な企業価値向上への動機付けをより明確にすることを目的として、株式報酬型ストック・オプションの導入に関する件を定時株主総会に提案し、承認を得ております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の定時株主総会において、取締役の長期インセンティブとして、取締役（社外取締役を除く）を対象とした株式報酬型ストック・オプションを導入することについてご承認いただいており、その支給時期及び配分は、取締役会の決議により決定することといたしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、社外役員の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会にて決議された金額の範囲内にて、公正かつ透明性をもって適切に決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、常勤取締役が取締役会の開催前に上程議案の事前説明を行い、重要な事項等に関して意見交換や、社内の現況報告を行う等、十分な情報提供を行っております。
社外監査役へは、執行側から独立した監査役スタッフが会議資料配布等の各種情報提供、及び社外監査役の指示に基づく調査を随時行う体制が構築されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は、6名の取締役（うち社外取締役2名）にて構成され、業務執行に関する基本方針・重要事項について決議を行っております。毎月1回及びその他必要に応じて開催し、業務執行の監査として監査役も出席しております。
取締役会決議事項を含む経営上の重要事項に関わる協議、取締役会から委嘱された事項の決議を行う機関として、経営会議を毎週1回及びその他必要に応じて随時開催し、迅速な業務運営に努めております。同会議におきましても、常勤監査役が出席し、業務執行の監査を行っております。
当社の監査役会は、4名の監査役（うち社外監査役2名）にて構成されており、毎月1回及びその他必要に応じて開催することとしており、監査に関する重要な事項について常勤監査役より報告を受け、協議を行っております。
内部監査は、当社経営目標の効果的な達成に役立つことを目的とし、代表取締役社長直轄の独立した部署である監査部が他部署からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行し得る環境にて実施しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

独立した第三者の立場から経営を監督することができる社外取締役・社外監査役が取締役会に出席することで、業務執行機関に対する監督機能の強化を図ることが必要と考えているため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は法定期日より早期に発送できるように努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が最も集中すると見込まれる日を避け、多くの株主様にご出席いただきやすい日に設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知を作成し、当社ホームページ及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページ内に掲載をしております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け会社説明会やIRフォーラムに参加しております。 内　容：事業説明、業績説明等 回　数：直近1年間　15回	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回開催しております。 内　容：2015年3月期（第2四半期）及び2015年3月期（期末）に関する業績説明等	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内の株主・投資家情報のサイトに、中期経営計画、財務ハイライト、IR活動の状況のほか、決算短信、適時開示書類、有価証券報告書ならびに四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当役員：代表取締役専務　松田　勉 担当部署：経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営環境の変化に適時・適切に対応し、株主様・お客様・従業員等、全てのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することで企業価値の向上をはかり、永続的な発展と成長を目指すことを経営方針の一つとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社におけるCSRとは、主に住宅ローンの信用保証機能の供与により地域社会の発展に貢献するとともに、事業活動において環境に配慮した取り組みを実践することと位置づけており、地域社会とともに成長、発展を遂げるため「全国保証社会貢献活動指針」を掲げ、全役職員が一丸となってCSR活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページ内に掲載しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における、内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役会及び取締役は、法令等遵守を基本理念とする「企業倫理規範」及び「行動規範」を制定し、法令等遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底する。
(2)取締役会及び取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの統括部署・責任者及び監視機関であるコンプライアンス委員会の設置など、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
(3)取締役会及び取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、事業年度毎に具体的な実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定する。また、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備する。これらについて、研修等を通じ意識の醸成に努め、コンプライアンスの実効性を高める。
(4)取締役会及び取締役は、「内部通報規程」に基づき、当社内部のほか、外部に委託する第三者機関を通報窓口として設ける。役職員がコンプライアンスに関して重要な事実を発見した場合には、これらを活用して適切な対応をする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)「文書管理規程」及び関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切な保存及び管理を行う。
(2)取締役及び監査役は、常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理(リスク管理)に関する規程その他の体制
(1)取締役会及び取締役は、「リスク管理規程」に基づき、各種リスクの統括部署・責任者、継続的な把握・監視・報告の方法及び監視機関であるリスク管理委員会の設置など、リスク管理体制の整備・強化を図る。
(2)取締役会及び取締役は、業務運営上内包する各種リスクに対応するため、「統合リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナルリスク(システムリスク、事務リスク)のリスク量を計量統合し、経営体力(リスク資本)と比較しながらリスクをコントロールすることで、収益性等とのバランスの取れたリスク管理を行う。
(3)「緊急事態対策規程」に基づき、緊急対策本部の設置など体制を整備し、不測の事態が発生した場合には、事態の早期収拾を図り、損害を最小限に抑えるなど、業務の再開・継続を図る危機管理体制の強化・充実を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえたうえで、経営課題を明確にし、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
(2)取締役会及び取締役は、中期経営計画の主旨に基づき、毎期、事業部門(部店)毎の業績目標と効率的な予算を設定し、遂行・達成するためのPDCAサイクルを機能させるため、これらの運営の基礎となるリスクや収益力に応じた各事業部門へ経営資源の適切な配分を行う。
(3)各事業部門(部店)における事業計画の遂行状況は、定期的に取締役会に対して報告し、必要に応じて対応を協議し対策を講じる。
(4)月次実績については、計画対比の実績を毎月の取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告ならびに計画達成のための対策について協議を行う。
(5)各事業部門(部店)を担当する取締役は、業務の分掌及び職務の権限に関する規定を整備し、各事業部門(部店)に連携させつつ、牽制機能が有効に発揮される効率的な業務運営を実施する。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確立する。特に、子会社における内部統制システムの構築を目指し、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策を実施するとともに、必要な子会社への指導、支援を実施し、これらを含めた子会社取締役の親会社への報告システムを確立する。
(2)子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制を確立する。
(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確立する。
(4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1)取締役は、監査役の監査を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。
(2)監査役スタッフに任命された職員は、監査役の監査を補助する職務に専念する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役スタッフに関する人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重することとし、取締役からの独立性を確保する。
(2)監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。ただし、監査役スタッフが他の業務を兼務する場合、監査役の指揮命令は監査役の監査を補助する職務に限る。

8. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び職員が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況が発生した場合には、監査役に速やかに報告する体制を整備する。
(2)子会社の取締役、監査役、職員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、子会社の取締役又は職員は監査役に対して、子会社における法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を当社に速やかに報告する体制を整備する。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)内部通報制度の信頼性確保のため、当該報告により通報した者が不利な取扱いとなることを禁止し、その旨を役職員に周知・徹底する。

10. 当監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1)監査役は、「監査役監査基準」に基づき、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に請求することができる。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について

意見交換を行う。
（2）監査役、監査部・会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果、その他業務に関する意見交換を行う。

12. 財務報告に係る信頼性と適時・適切に提供するための体制
（1）金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に対応するため、株主を始めとする全てのステークホルダーに対し、信頼性の高い財務報告を適時・適切に提供する。
（2）財務報告に係る内部統制の役割の重要性を認識し、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備及び運用に努める。
（3）財務報告に係る内部統制体制については、以下のとおりとする。
イ. 内部統制が有効に機能するよう、内部統制体制の整備その他関連する一連の作業等を行う担当部署を定める。
ロ. 職務の分掌については「業務分掌規程」において明確化する。また、権限や職責を「職務規程」において適切に分担する。
ハ. 経営方針や取締役の指示が、職員に伝達され、かつ、不正や誤謬等が取締役及び組織内の適切な管理者に適時・適切に伝達される仕組みを構築する。

13. 反社会的勢力排除に向けた体制
（1）暴力、威力と詐欺的手法により経済的利益を追求する集団又は個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサス確立を図る。
（2）取締役及び職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における、反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況は以下のとおりです。
反社会的勢力に対する基本方針
当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するために、次の基本方針を宣言します。
（1）当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
（2）当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
（3）当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
（4）当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
（5）当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

反社会的勢力排除に向けた整備状況
平成18年5月の会社法施行を受け、会社及び役職員が「コンプライアンスが全ての企業活動の前提となる」ことを認識し、健全な企業活動を遂行していくうえでの基本的な心得として「企業倫理規範」、具体的にとるべき行動を「行動規範」に定めております。また、「コンプライアンスマニュアル」にも役職員が遵守すべきルールを定め、研修により認識を徹底しております。さらに、保証委託約款へ暴力団排除条項を追加するとともに、警察等の関係行政及び顧問弁護士との連携を図り、反社会的勢力との関係を遮断する策を講じております。この他、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備・運用しており、反社会的勢力との関係遮断、それらによる被害防止、反社会的勢力への対応・調査について適正な業務運営が確保できるよう図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

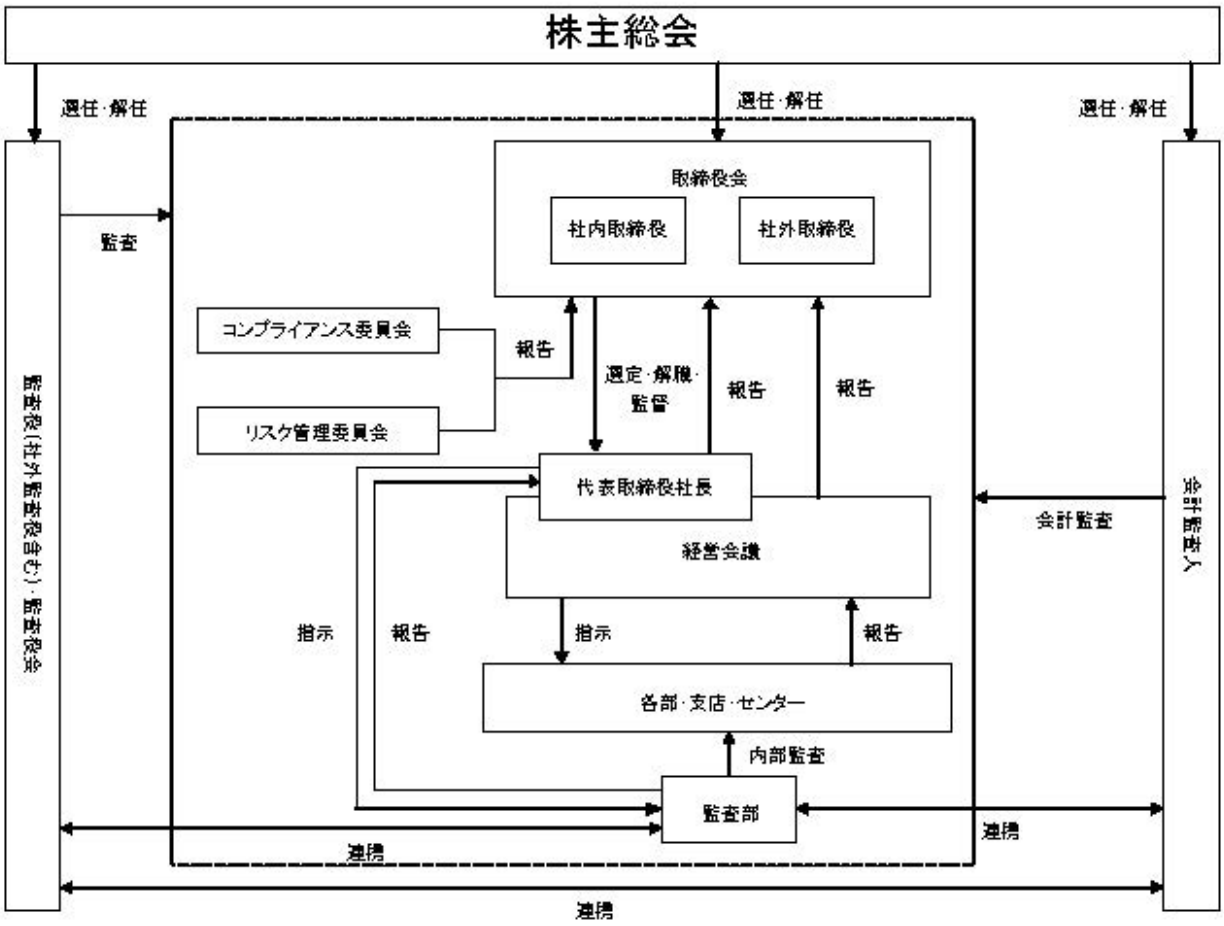
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

